



平成 30 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 ティーツー
代 表 者 名 代表取締役社長 藤原 克治
(JASDAQコード7610)
問 い 合 せ 先 取締役管理部長 青野 友弘
電 話 番 号 048-933-3070

第三者割当により発行される第 10 回新株予約権の発行及び
コミットメント条項付第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される第 10 回新株予約権の募集（以下「本新株予約権」といいます。）を行うこと、並びに割当予定先とのコミットメント条項付第三者割当契約（以下「本契約」といいます。）を締結することについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<本新株予約権の募集の概要>

(1) 割当日	平成 30 年 2 月 16 日
(2) 新株予約権の総数	135 個
(3) 発行価額	7,155,000 円（新株予約権 1 個につき、53,000 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	13,500,000 株（新株予約権 1 個につき、100,000 株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 40 円（平成 30 年 1 月 30 日開催の取締役会の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 70%の水準（以下、「下限行使価額」という。）ですが、下限行使価額においても潜在株式数は 13,500,000 株です。
(5) 調達資金の額	695,655,000 円（差引手取概算額 690,655,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：7,155,000 円 新株予約権行使による調達額：688,500,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。

<p>(6) 行使価額</p>	<p>当初行使価額 1株当たり 51円</p> <p>当初行使価額は、平成30年1月30日開催の取締役会の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%であります。</p> <p>また、行使価額は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。</p> <p>なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6か月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所に定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)</p>	<p>第三者割当の方法による。</p> <p>(マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下「マイルストーン社」といいます。))</p>
<p>(8) その他</p>	<p>① 本新株予約権の行使指示</p> <p>割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、同社と締結した本契約により、次の場合には当社から割当予定先であるマイルストーン社に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%を超過した場合(以下、かかる場合を「条件①」という。)、当社は、条件①が成就した日の出来高の15%を上限に、割当予定先であるマイルストーン社に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%を超過した場合(以下、かかる場合を「条件②」という。)、当社は、条件②が成就した日の出来高の20%を上限に、割当予定先であるマイルストーン社に本新株予約権の行使を行わせることができます。 <p>上記行使指示を受けた割当予定先であるマイルストーン社は、当該行使指示を受けた日から10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。</p> <p>なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示できず、行使指示の株数</p>

	<p>は、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と当社の筆頭株主である株式会社ワイ・エイ・ケイ・コーポレーションが締結した株式貸借契約の範囲内（3,000,000株）としております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。</p> <p>② 行使条件</p> <p>本新株予約権を行使することにより新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（平成30年1月30日）時点における当社発行済株式総数（54,492,000株）の10%（5,449,200株）以上となる場合の、当該10%以上となる部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>③ 新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>④ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>⑤ 前記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。</p>
--	---

（注）下限行使価額は、最低調達希望額である3億円と発行による潜在株式数13,500,000株から算出した数字を参考に、当社普通株式の過去安値も考慮し、既存株主への影響を鑑み、割当予定先と交渉のうえ決議日前日の当社普通株式の普通取引の終値の70%といたしました。

2. 募集の目的及び理由

（1）本新株予約権の発行の目的及び理由

当社は、古本、家庭用テレビゲームソフト・ハード、トレーディングカード、CD・DVD等の販売及び買取を主力事業としてリアル店舗113店（平成30年1月30日時点）の運営を行っております。当社の主力商品である古本については書籍のデジタル化が進み、また、ゲーム・DVDについてもネット配信が盛んになり光ディスクで発売される仕組みが主流ではなくなることが予想されます。このような事業

環境の変化の中、当社売上高は、ここ近年縮小化傾向にあります。

上記のような経営環境の中、今期初めに掲げたトレカパーク専門店の直営店の多店舗出店や同店舗のFC店舗の展開推進について、トレーディングカード市況の急速な悪化を受けて大幅に方針転換を図りました。具体的には、トレカパーク専門店の直営店は出店から1年未満の店舗であっても不採算であれば撤退を行い、FC店舗は展開を推進していた関係会社への出資を引き上げて撤退しました。これらトレカパーク専門店の出店に換わって事業戦略の中核に据えたのが、単店で営業黒字を出している古本市場店舗への経営資源の集中投入です。この他、期初に掲げた本部体制の再編による組織運営の効率化やEC事業の再構築を含めた事業構造改革を全社一丸となって推進しているところです。

当社は、上記の通り期初計画においてトレカパーク専門店の積極出店を方針として掲げ、この方針に沿って出店資金を確保するため、平成29年4月13日付「第三者割当による自己株式の処分、及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にて公表したとおり資金調達を行い、期初計画を推進するための運転資金の一部に充当しました。その後、平成29年6月13日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」にて公表したとおり資金調達を行い、業績の回復に資するため、不採算店舗からの撤退等の事業構造改革に係る運転資金の一部に充当しました。また、平成29年10月13日付「平成30年2月期業績予想（個別）の公表及び中期経営計画の策定に関するお知らせ」にて公表したとおり、今期を初年度とする4か年の中期経営計画を策定し、期初計画のトレカパーク専門店の積極出店から大幅な方針転換を行って不採算のトレカパーク専門店からは撤退し、古本市場店舗を中核としたマルチパッケージ販売事業に注力し経営資源を集中投下することとしました。この方針転換により業績の回復を達成するため、マルチパッケージ販売事業の構造改革等に更なる資金調達を必要としております。

以上の理由から中期経営計画を安定的な財務基盤の下推進させるため、資金調達を検討してまいりました。当社は、中期経営計画を前提に置いたマルチパッケージ販売事業を中核とする同事業の体制を強化すること、一方で同事業とシナジー効果が高いサービスを発掘すること、これらの戦略を実現するため、下記のように調達資金を充当し施策を実行してまいります。

《マルチパッケージ販売事業のシステム投資・店舗リストラクチャリング・人材育成の強化～守りの投資～》

① 古本市場店舗のPOSシステム更新

古本市場店舗POSの更新に伴う機器の入替及び周辺のソフトウェア開発にかかる費用として調達する資金のうち100百万円を充当します。これらの投資で店舗のオペレーションを簡素化して業務負担を軽減し接客等に注力できる時間を確保して、既存店舗の収益力を増強してまいります。

② 店舗競争力を強化するための店舗設備の更新及び人材育成の強化

既存店舗を集約化し限りある経営資源を有効活用するための店舗リストラクチャリング費用、店舗設備の更新及び店舗運営能力を上げるための人材育成メソッドを整備し従業員のパフォーマンス向上に向けた教育研修費用として調達する資金のうち290百万円を充当します。

《中期経営計画を補完する成長戦略・サービスの発掘～攻めの投資～》

① 古本市場店舗の業態転換

魅力ある売場創りをコンセプトに既存の古本市場店舗の一部の営業形態を変更したり、他業態との連携を行ったりと業態転換する方針であります。マルチパッケージ販売事業とシナジー効果の高い業態を誘致する費用として調達する資金のうち 100 百万円を充当する予定です。これにより、幅広い顧客層へ遡及することで集客力の向上を図ってまいります。

なお、業態転換に関しては、カフェの併設、イベントスペースの併設・構築と同スペースでのイベント開催等を構想中であり、業務提携等を視野に現時点では選定・検討段階であり未定ですが、今後開示すべき事実を決定した場合には別途お知らせいたします。

② M&A等の資金

マルチパッケージ販売事業を補完するため、主に店舗買収や業務提携を積極的に活用する方針であります。同事業とシナジー効果が高い事業あるいは別事業の発掘費用として調達する資金のうち 200 百万円を充当し、当該金額を上回る場合には自己資金を充当する予定です。これにより、既存事業との相乗効果を図り、市場環境の変化等に耐えうる企業を目指してまいります。

なお、M&A等に関しては、現時点では選定・検討段階であり未定ですが、今後開示すべき事実を決定した場合には別途お知らせいたします。

以上の施策を推進し、収益力を高めることにより、将来における当社の経営基盤の安定化と企業価値の増大、財務基盤の改善、ひいては既存株主の株主価値の向上に繋がるものと判断し、本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定いたしました。

(2) 資金調達の方法として本新株予約権を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進め、当社の財務体質の強化や中期経営計画の推進において必要となる機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を実現できる資金調達の方法を模索してまいりました。資金調達の方法としては、中期経営計画の推進を目的とし、成長戦略に基づく先行投資やリストラクチャリング費用という資金使途の性質、資金調達の実現性、足元の当社業績等から財務基盤の安定化を図るため、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、現時点における資金調達方法としては実現可能性が低いと判断いたしました。また、第三者割当増資による新株式の発行については、希薄化が即座に生じるため、株価に対する直接的な影響が大きいと判断しました。

その一方で、本新株予約権の発行による今回の資金調達のスキームは、本新株予約権により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断し、その発行を決議いたしました。

なお、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、上記「守りの投資」及び「攻めの投資」に係る資金の支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

(3) 本新株予約権の主な特徴

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の直接金融による資金調達方法と比較して、以下の点が優れているものと判断いたしました。

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

① 本新株予約権の行使による発行株式数は13,500,000株であり、平成29年8月31日現在の当社発行済株式総数54,492,000株に対し約24.77%（同日現在の当社議決権個数542,715個に対しては24.87%）の割合の希薄化が生じます。しかし、本新株予約権は、潜在株式数が13,500,000株と一定であり、当社の判断において行使価額の下方修正を行った場合でも、当初想定した以上の本新株予約権の行使による株式価値の希薄化は進まず、その影響が限定されております。

また、割当予定先の保有目的は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われず、希薄化が進まない可能性があります。

結果として、行使が行われず資金調達が順調に進まないデメリットはありますが、当該デメリットを回避するために、6か月経過ごとに当社の判断で行使価額を修正できる条件を付しております。当該行使価額を下方修正した場合、調達金額が予定額を下回る可能性があります。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、割当予定先が本新株予約権を行使することにより保有することとなる当社株式の数が、本新株予約権の発行決議日（平成30年1月30日）時点における当社発行済株式総数（54,492,000株）の10%（5,449,200株）以上となる場合の、当該10%以上となる部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつ資金調達が可能と考えております。

② 本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の24.77%（13,500,000株）であり、割当予定先が新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 本新株予約権には取得条項が付されており、他に有利な資金調達方法が確保される場合等に、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっており、資金調達の柔軟性が確保されております。

④ 本新株予約権の割当予定先との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【エクイティ・コミットメント・ラインの概要について】に記載する特徴を盛り込み、行使の促進性が確保されております。

⑤ 本新株予約権には、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

《メリットとなる要素》

① 本新株予約権は、本新株予約権の行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の

増加、株価下落時には調達金額が減少する可能性はあるものの、資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6ヶ月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定される、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCB等に該当せず、MSCB等の転換又は行使の状況に関する毎月の開示義務に係る時間・人的コスト等を軽減することができます。

- ② 割当予定先であるマイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に潜在株式数が固定された新株予約権であり、実質的に新株予約権が行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。市場取引においては発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間も想定されることから、発行会社の株価が行使価額を上回っている場合には確実に行使を進めてもらうことが、本資金調達では重要であります。割当予定先には十分な行使実績があることから、割当予定先が市場動向に応じて新株予約権の行使を適時に行っていることが推認でき、株価が行使価額を上回っている場合には、資金調達を行えることが期待できる点。
- ③ 割当予定先であるマイルストーン社はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能である点。
- ④ 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できる点。
- ⑤ 本新株予約権には、取得条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となる点。

《デメリットとなる要素》

本新株予約権には、下記に記載した留意事項がありますが、当社においては、上記「(3) 本新株予約権の主な特徴」に記載のように、機動的な資金調達を当社の主導により達成することが可能となることから、当社にとって下記デメリットを上回る優位性の方が大きいと考えております。

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、13,500,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じる点。
- ② 本新株予約権の行使請求期間は平成30年2月16日から平成32年2月15日までの2年間であり、期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があります。その場合、新たな資金調達などを検討しなければならない点。
- ③ 本新株予約権の下限行使価額は40円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性がある点。
- ④ 本新株予約権は、株価の下落局面では、下方修正されることがあるため、調達額が予定額を下回る可能性がある点。ただし、行使価額の修正は当社の判断により行われるものです。（行使価額は下限行使価額が設定されており、下限行使価額を下回ることはありません。）
- ⑤ 当社の株式の流動性が低下した場合には、調達完了までに時間がかかることがある点。

- ⑥ 割当予定先は、後述の「6.割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針」に記載のとおり、本新株予約権の行使以降は、市場動向を勘案しながら売却する方針ではございますが、割当予定先の当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性がある点。

【エクイティ・コミットメント・ラインの概要について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの概要は以下の通りです。

（1）行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、原則として、本新株予約権の割当日の6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げ）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとします。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

本新株予約権の行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には、調達金額が減少する可能性はあるものの、資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6ヶ月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定される、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCB等に該当せず、MSCB等の転換又は行使の状況に関する毎月の開示義務に係る時間・人的コスト等を軽減することができます。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

（2）行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

当社は、有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先と締結される本契約に基づき、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合（以下、かかる場合を「条件①」という。）に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件①の成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合（以下、かかる場合を「条件②」という。）には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件②の成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2日続けて行うことはできず、行使指示の株数は直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、割当予定先と当社の筆頭株主である株式会社ワイ・エイ・ケイ・コーポレーションが締結した株式貸借契約の範囲内（3,000,000株）とすることとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

（3）行使制限条項

本新株予約権を行使することにより新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成30年1月30日）時点における当社発行済株式総数（54,492,000株）の10%（5,449,200株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

（4）取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

（5）譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記（2）記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

①調達する資金の総額	695,655,000円
	（内訳）本新株式発行による調達額 695,655,000円
	本新株予約権の発行による調達額 7,155,000円
	本新株予約権の行使による調達額 688,500,000円

②発行諸費用の概算額	5,000,000 円
③差引手取概算額	690,655,000 円

(注) ①上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行による調達額及び本新株予約権の行使による調達額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。

②発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

③発行諸費用の概算額は、本新株予約権公正価値算定費用 3,000,000 円、開示資料作成等事務費用 1,500,000 円及び登記関連費用 500,000 円等を含めた総額 5,000,000 円を予定しております。

④本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記調達する資金の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額が減少いたします。

⑤行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
《マルチパッケージ販売事業の体制強化～守りの投資～》		
① 商品競争力・「古本市場」店舗の体制強化	100 百万円	平成 30 年 2 月～平成 31 年 8 月
② 経営資源を集中するための店舗リストラクチャリング・店舗設備・人材育成（商人力）の強化	290 百万円	平成 30 年 2 月～平成 32 年 2 月
《中期経営計画を補完するサービスの発掘～攻めの投資～》		
① 「古本市場」店舗の業態転換	100 百万円	平成 30 年 2 月～平成 32 年 2 月
② M&A 等の資金	200 百万円	平成 30 年 2 月～平成 32 年 2 月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理することとしています。

2. 本新株予約権の行使による調達額（上記合計 690 百万円）につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。本計画通りに資金調達ができない場合は、他の資金調達方法により資金調達を実施し、本計画は中止・規模縮小等により対応する予定であります。

3. 本新株予約権の行使価額の修正によって当初計画以上に資金調達が進んだ場合には、その調達資金はM&A等の資金として充当する予定であります。

4. M&A等の資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件のM&A等の案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成約した段階で、資金を充当する予定です。現時点で支出予定時期を具体的に想定することは困難で

すが、M&Aの場合、候補先に対して複数の企業が並行して交渉するケースが多く、買収資金を予め用意していた企業が先に交渉を成立させる可能性が高くなります。当社も予めM&A資金を確保することで、想定している候補先が見つかった場合、交渉を迅速に進めてまいります。具体的な資金使途が確定した場合、また、上記資金使途に充当するM&A等が行われない場合、自社での新規分野開拓のための投資に充当する予定ですが、当該状況が発生した場合には、速やかに公表いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり中期経営計画の遂行及びM&A等に要する資金の確保は、当社の事業成長のためのキャッシュ・フロー確保のために必要不可欠であると考えております。また、当社の財務基盤の強化は、当社の中長期的な企業価値・既存株主に対する株主価値の向上に繋がると考えていることから、最終的に既存株主の利益向上に資するものと考えており、調達する資金使途は合理的であるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の決定については、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人）（以下「プルータス・コンサルティング」という。）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を取得しております。当該評価にあたっては、行使価額の修正に上限がないため、発行会社は取得条項を発動しないことを前提に評価を行っております。また、割当予定先の行動としては、割当予定先からのヒアリングに基づき、株価が行使価額を上回っているときは随時、1回あたり2個の本新株予約権を行使し、行使により取得した全ての株式を売却後に次の行使を行うことを前提にして評価を行っております。なお、割当予定先が随時本新株予約権を行使することを前提としているため、発行会社による行使指示については行わないことを想定して評価をしております。

そこで、当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法（モンテカルロシミュレーション）で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額をそれぞれ当該算出結果と同額の53,000円（1株当たり0.53円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成30年1月29日）の東京証券取引所における普通取引の終値56円を参考として、終値の90%に当たる1株51円（乖離率-8.93%）に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均55円に対する乖離率は-7.27%ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均54円に対する乖離率は-5.56%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均54円に対する乖離率は-5.56%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用

いたしましたのは、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、当社は、古本市場店舗における収益力強化を実現し、既存マルチパッケージ事業の業績回復（黒字化）の早期実現が喫緊の課題であります。当該課題を早期に克服し黒字化体制を確立しつつ、M&A等を積極的にを行い、外部環境に影響されない会社を目指してまいります。当初行使価額を前日終値に対し、ディスカウントを行いましたのは、当該成長機会を逸しないためにも、早い時期での成長戦略投資が必要であり、割当予定先による本新株予約権の早期に権利行使がなされる必要があると判断したためであります。10%というディスカウント率については、有利発行に当たらないよう、また早期権利行使を促し、資金調達を着実に進めるため、割当予定先と慎重な交渉の上、決定いたしました。

本新株予約権の発行価額は、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権の発行条件を勘案した結果、適正かつ妥当であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当該判断に当たっては、当社全監査役3名（うち2名は社外監査役）から、下記の各点に鑑み、本新株予約権の発行条件が特に有利な条件に該当するものではなく、適法である旨の意見を受けております。

- ・第一に本新株予約権の構成価値の算定においては、新株予約権の発行実務及びこれらに関連する財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられるところ、株式会社プルートス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること。第二に株式会社プルートス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること。以上二点から、株式会社プルートス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・平成30年1月29日付けの株式会社プルートス・コンサルティングの評価報告書に記載された公正価値と発行価額を比較した結果、同額であることから、本新株予約権が有利発行に該当しないと認められること。
- ・本新株予約権の決議を行った取締役会において、本新株予約権の発行条件について、株式会社プルートス・コンサルティングの本価値算定書を参考にしつつ、本新株予約権担当取締役による説明も踏まえて検討が行われていること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は13,500,000株であり、平成29年8月31日現在の当社発行済株式総数54,492,000株に対し24.77%（平成29年8月31日現在の当社議決権個数542,715個に対しては24.87%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額などの1株当たり指標が低下するおそれがあります。

しかしながら、当社の主力商品である古本については書籍のデジタル化が進み、また、ゲーム、DVDについてもネット配信が盛んになり光ディスクで発売される仕組みが主流ではなくなることが予想されます。このような事業環境の変化の中、当社売上高は、ここ近年縮小化傾向にあります。平成29年2月期（個別）において既存事業のマルチパッケージ販売事業の売上高が、前期比3%減少したため、営業利益が、前期比622百万円減少し△437百万円となりました。今後も縮小化傾向は継続すると見ており、当該縮小を前提とした組織体制を確立し黒字化できる会社創りを目指してまいります。新たな収益源の確保が喫緊の経営課題と認識しております。また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成27年2月期△28.31円、平成28年2月期△4.12円、平成29年2月期△21.60円となっております。

当社は斯様な状況にあり、このように厳しい経営環境の中でも収益を確保し、今後も継続的安定的に収益を計上する企業となるためには、既存株式について一定程度の希薄化や、1株あたりの指標が低下する恐れがあるとしても、本新株予約権で想定される規模の資金調達が必要であると考えております。

また、前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの概要について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、また、将来発生する何らかの理由により資金調達を行う必要性が低くなった場合や当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得し、エクイティ・コミットメント・ラインによる資金調達の必要性が低くなった場合における株式の希薄化を防止することが可能です。

以上の理由により、当社といたしましては、既存株式について一定程度の希薄化や、1株あたりの指標が低下する恐れがあるとしても、本資金調達での事業展開により業績の回復が見込まれ、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与し、1株あたりの指標が改善するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要（平成30年1月30日現在）

①名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
②本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
③代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
④事業内容	投資事業
⑤資本金	10百万円
⑥設立年月日	平成24年2月1日
⑦発行済株式数	200株
⑧決算期	1月
⑨従業員数	4名

⑩主要取引先	株式会社S B I証券		
⑪主要取引銀行	みずほ銀行		
⑫大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%		
⑬上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません	
⑭当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円、特記しているものを除く。)			
決算期	平成27年1月期	平成28年1月期	平成29年1月期
純資産	389	938	936
総資産	1,573	1,962	1,632
1株当たり純資産	1,949,886円	4,693,188円	4,681,120円
売上高	4,629	4,465	1,266
営業利益	497	971	3
経常利益	501	906,508	6
当期純利益	291	950	△2
1株当たり当期純利益	1,455,025円	2,743,301円	△12,067円
1株当たり配当金	—	—	—

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(平成21年2月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても割当予定先、当該割当予定先の代表取締役且つ出資者が反社会的勢力等とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー東京都千代田区)に調査を依頼いたしました。株式会社トクチョーからは、反社会勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、報告・結果内容は妥当であり、割当予定先(マイルストーン社)・割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)は反社会勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

割当予定先を選定にあたっては、第一に当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針

を尊重していただき、企業価値向上を期待した純投資であること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。その協議・交渉の過程で、割当予定先となり得る事業会社、投資会社等から資金調達の規模や時期、経営計画への条件等、当社の計画とは異なる意向が示されたりすることもありました。当社としては、引受実績が多く、当社計画を理解し、純投資を目的とした出資先を選定基準として、マイルストーン社を割当予定先として選定しました。

マイルストーン社は、平成 21 年 2 月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を基に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約 40 社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に新株予約権が行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。市場取引においては、マイルストーン社が権利行使によって入手した株式を売却することによる株価下落のほか、当社の業績悪化による株価の下落などにより、発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間も想定されることから、発行会社の株価が行使価額を上回っている場合には確実に行使を進めてもらうことが、本資金調達では重要であります。マイルストーン社には十分な行使実績があることから、マイルストーン社が市場動向に応じて新株予約権の行使を適時に行っていることが推認でき、株価が行使価額を上回っている場合には資金調達を行えることが期待されます。本新株予約権については、行使価額の修正が行われる可能性がございますが、行使価額の修正は当社の決定において、6 ヶ月以上の間隔をおいてのみ行われるものであり、行使価額固定型に近い特性を持っており、マイルストーン社による行使は、同様に適時行われ、資金調達が進むと考えております。

また、本新株予約権は、前述「2. 募集の目的及び理由（2）資金調達の方法として本新株予約権を選択した理由」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、権利行使と株式売却の状況によっては同社が一時的に当社の大株主となる可能性は排除できませんが、前述「【エクイティ・コミットメント・ラインの概要について】（3）行使制限条項」に記載のとおり行使制限が付されていること、また、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことを同社との交渉段階において確認しております。

このような検討を経て、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考え、当社は、平成 30 年 1 月 30 日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を口頭にて表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、平成 28 年 2 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日に係るマイルストーン社の第 5 期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高 1,266 百万円、営業利益が 3 百万円、経常利益が 6 百万円、当期純損失が 2 百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成 29 年 1 月 31 日現在の純資産が 936 百万円、総資産が 1,632 百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の残高照会／結果表示画面の写しを受領し、平成 30 年 1 月 9 日現在の預金残高が 523 百万円であることを確認し、払込み及び新株予約権の行使に必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却後、売却で得た資金を新株予約権の行使に充てるという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社の筆頭株主である株式会社ワイ・エイ・ケイ・コーポレーションとの間で、当社株式の貸借契約を締結します。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、貸借契約を締結後に借株を売却し、新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先であるマイルストーン社が本新株予約権の発行価額総額の払込み及び行使に要する金額を有しているものと判断いたしました。

(5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社の筆頭株主である株式会社ワイ・エイ・ケイ・コーポレーションとの間で、平成 30 年 1 月 30 日から平成 32 年 1 月 29 日までの期間において当社普通株式 3,000,000 株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

(6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（平成 29 年 8 月 31 日）	(%)
株式会社ワイ・エイ・ケイ・コーポレーション	21.04
株式会社 S B I 証券	4.73
株式会社山陰合同銀行	3.85
株式会社エーツー	3.39
株式会社 T S U T A Y A	3.09
日本証券金融株式会社	2.72
株式会社みずほ銀行	1.83
東京海上日動火災保険株式会社	1.83
テイツー従業員持株会	1.63
長 直紀	1.54

(注) 1 平成 29 年 8 月 31 日現在の株主名簿を基準としております。

- 2 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は、平成 30 年 2 月 16 日から平成 32 年 2 月 15 日までの発行後 2 年間となっております。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
- 3 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。
- 4 持株比率は、小数点以下第三位を切り捨てて表示しております。

8. 今後の見通し

当期及び来期の業績予想への影響につきましては、現時点において精査中であり、本件第三者割当に伴う資金支出による影響を加味したうえで、業績に影響がある場合は改めて開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

(単位：千円)

決算期	平成 27 年 2 月期	平成 28 年 2 月期	平成 29 年 2 月期
連結売上高	29,420,989	29,236,038	28,345,417

連結営業利益又は営業損失(△)	△327,797	3,155	△467,793
連結経常利益又は経常損失(△)	△314,858	6,696	△451,835
親会社株主に帰属する当期純損失	△1,355,476	△149,024	△1,104,125
1株当たり連結当期純損失(円)	△26.79	△2.95	△21.82
1株当たり年間配当額	0.50	0.50	—
1株当たり連結純資産(円)	71.73	68.73	47.36

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成30年8月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	54,492,000株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	622,000株	1.14%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年2月期	平成28年2月期	平成29年2月期
始値	66円	61円	41円
高値	88円	68円	149円
安値	56円	30円	39円
終値	62円	41円	58円

② 最近6か月間の状況

	平成29年7月	平成29年8月	平成29年9月	平成29年10月	平成29年11月	平成29年12月
始値	58	56	54	55	52	54
高値	79	60	55	56	54	57
安値	55	52	49	51	50	51
終値	55	54	54	53	53	54

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 30 年 1 月 29 日
始値	55
高値	56
安値	55
終値	56

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

< 第三者割当による自己株式処分 >

払込期日	平成 29 年 5 月 1 日
調達資金の額	98,034,000 円 (差引手取概算額)
発行価額	55 円
募集時における発行済株式数	52,640,000 株
当該募集による発行株式数	一株
募集後における発行済株式総数	52,640,000 株
割当先	株式会社ワイ・エイ・ケイ・コーポレーション
発行時における当初の資金用途	①店舗の出店費用の一部 ②店舗系基幹システム構築の一部
発行時における当初の支出予定時期	平成 29 年 10 月まで
現時点における充当状況	当初の資金用途に従い全額充当しております。

< 第三者割当による新株式発行 >

払込期日	平成 29 年 6 月 30 日
調達資金の額	97,008,000 円 (差引手取概算額)
発行価額	54 円
募集時における発行済株式数	52,640,000 株
当該募集による発行株式数	1,852,000 株
募集後における発行済株式総数	54,492,000 株
割当先	株式会社エーツー
発行時における当初の資金用途	①店舗の出店費用の一部 ②店舗の退店費用の一部 ③商品仕入れ費用の一部
発行時における当初の支出予定時期	平成 29 年 8 月まで
現時点における充当状況	当初の資金用途に従い全額充当しております。

(別紙)

株式会社テイツー第 10 回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社テイツー第 10 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 7,155,000 円
3. 申込期日 平成 30 年 2 月 16 日
4. 割当日及び払込期日 平成 30 年 2 月 16 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 13,500,000 株とする (本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100,000 株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 135 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 53,000 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、51 円とする。但し、行使価額は第 11 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日の 6 ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から 6 ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。
- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が 40 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当

ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期} \times \text{間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が

ある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

平成30年2月16日から平成32年2月15日（但し、平成32年2月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成30年1月30日）時点における当社発行済株式総数（54,492,000株）の10%（5,449,200株）（但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通

知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第 12 項ないし第 15 項、第 17 項及び第 18 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算

規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 12 項に定める行使期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

20. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 行使請求受付場所

株式会社テイツー 管理部
埼玉県草加市栄町 3 丁目 9 番 41 号

22. 払込取扱場所

株式会社山陰合同銀行 東京支店
東京都中央区日本橋兜町 15 番 6 号製粉会館ビル 4 階

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 53,000 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、当初の行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（平成 30 年 1 月 29 日）の JASDAQ における当社普通株式の終値 56 円に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上